

## 歴史的港湾施設の保存・活用を促す現行制度に関する研究 「函館市都市景観条例」の有用性に着目して

A Study on Present System which Preservation and Application of the Historical Port Facilities  
—About the Utility of “ the Hakodate City Townscape Ordinance ” —

志保澤敦<sup>1</sup>，横内憲久<sup>2</sup>，岡田智秀<sup>2</sup>，更科勝規<sup>3</sup>

1. 研究目的 本稿は、2005 年度第 18 回日本沿岸域学会において発表した「歴史的港湾施設の保存・活用を促す現行制度に関する研究」<sup>1)</sup>に続くものである。これまで本研究では、函館港における歴史的港湾施設<sup>1</sup>(以下「歴港施設」)の保存・活用を促す現行制度として「函館市都市景観条例」(以下「景観条例」)を抽出し、「歴港施設」に対する「景観条例」の指定状況と「歴港施設」の機能形態の関係性から「景観条例」の問題と、問題が生じた要因について明らかにした。

本研究は現行制度を通じた「歴港施設」に対する保存・活用方策の提示を目的としていることから、本稿では、現行制度が「歴港施設」の保存・活用に与えた影響を捉え、その有用性について明らかにする。

2. 研究方法 先行研究に引き続き、調査対象地は歴史を活かしたまちづくりが展開されている函館港(図 - 1)とし、今後も消滅の可能性が高いと考えられる外郭・係留施設<sup>2</sup>に着目する。そして「景観条例」の指定状況別に、当該施設に対する整備内容<sup>3</sup>を表 - 1 に示す調査より把握する。

3. 結果および考察 函館港における当該施設に対する「景観条例」の指定状況別に、その整備に関与した事業についてまとめたものが表 - 2 である。以降では、指定状況別に整備内容について述べていく。

(1)「景観条例」指定施設 はじめに、図 - 1、表 - 2 の「1 七財橋物揚場」をみると、周辺の赤レンガ倉庫と一体的な空間となるようにボードデッキが敷かれていることがわかる<sup>2)</sup>。これは「1 七財橋物揚場」と商業施設として利用されている赤レンガ倉庫の所

有者および管理者がほぼ同一の民間企業であり<sup>2)</sup>、その民間企業が赤レンガ倉庫に対する集客を目的として整備しているからである。

「2 末広町物揚場」は、函館市が主体となり歴史的な施設の保存・活用を目的とした「港湾改修事業」が実施された。この事業費に対しては国が 60%を補助しており、整備内容は石積みの面影を残すため、既設の石積みを一度解体し、コンクリートブロックを設置した後、石積みを積み直すというものである<sup>3)</sup>。

同様に「3 大町地区泊地護岸」「4 大町第 1 物揚場」「5 大町第 3 物揚場」は、函館市により歴史的な施設の保存・活用を目的として<sup>4)</sup>「港湾改修事業」と「ふれあいマイポート事業」が行われた。ここでの「港湾改修事業」は国から事業費の 60%~75%の補助があり、「ふれあいマイポート」事業では北海道から照明・ベンチ等の設置費の 50%が補助されている。その整備内容は既設の石積みへの視認が可能となるように、高さの異なる護岸および物揚場を前面に新設して<sup>5)</sup>、散策路として利用するものである<sup>3)</sup>。

「6 海上自衛隊物揚場」は、現在も海上自衛隊が使用しており、石積みの状態も良好であることから整備されていない。しかし、函館市は海上自衛隊の移転後には保存・活用のための整備を予定している<sup>3)</sup>。



図 - 1 函館港における調査対象施設の空間分布図

表 - 1 調査概要

調査方法	文献調査	ヒアリング調査
調査期間	2005 年 8 月 4 日 ~ 9 月 26 日	2005 年 9 月 14 日、26 日
調査対象	当該施設に関する資料・文献	函館市港湾空港及び民間企業
調査内容	当該施設に対する整備手法、事業主体、事業目的、事業内容	当該施設に対する整備の詳細な内容

1 : 日大理工・学部・海建 2 : 日大理工・教員・海建 3 : 日大理工・院・海建

表 - 2 外郭・係留施設に対する整備 【凡例】 □:既設 ■:新設 ○:既設石積み【注】表中に示す番号は図 - 1 と対応

指定状況	No	歴港施設名 (外郭・係留施設)	整備手法	事業主体	事業費負担(負担基準)	事業目的	事業内容	施設断面
「景観条例」指定あり	①	七財橋物揚場	民間事業	民間企業	民間企業 100%	周辺施設への集客	民間企業により周辺の赤レンガ倉庫と一体的な空間となるように物揚場上にボードデッキが整備されている【文献2】	
	②	末広町物揚場	港湾改修事業	函館市	国 60%(物揚場に対し全国一律)	歴史的な施設の保存・活用	既設の石積みを一度解体し、背後にコンクリートを設置した後、同じ位置に石積みを積み直す工事が行われている【文献3】	
	③	大町地区泊地護岸	港湾改修事業 ふれあいマイポート事業	函館市	国 75%(護岸に対し全国一律) 北海道 50%(北海道内一律) (照明、ベンチ等)	歴史的な施設の保存・活用	既設の石積み護岸の前面に高さの異なる石積み護岸が新設されている【文献5】	
	④	大町第1物揚場	港湾改修事業 ふれあいマイポート事業	函館市	国 60%(物揚場に対し全国一律) 北海道 50%(北海道内一律) (照明、ベンチ等)	歴史的な施設の保存・活用	既設の石積み物揚場の前面に高さの異なる石積み式物揚場が新設されている【文献5】	
	⑤	大町第3物揚場	港湾改修事業 ふれあいマイポート事業	函館市	国 60%(物揚場に対し全国一律) 北海道 50%(北海道内一律) (照明、ベンチ等)	歴史的な施設の保存・活用	既設の石積み物揚場の前面に高さの異なる石積み式物揚場が新設されている【文献5】	
	⑥	海上自衛隊物揚場					計画中【文献3】	
「景観条例」指定なし	⑦	若松ふ頭護岸	市町村振興補助事業 まちづくり特別対策事業	函館市	北海道 1/3以内(北海道内一律) 上限5000万円、下限500万円 起債充当率75%(全国一律)	歴史的な施設の保存・活用	旧青函連絡船「摩周丸」の保存・活用に併せて、建設当初の姿を留めている護岸の上部にボードデッキが整備されている【文献3】	
	⑧	第3防砂堤	直轄港湾等災害復旧事業	国	国100%(全国一律)	災害復旧	北海道南西沖地震による大規模な被害に対する復旧工事が行われている【文献3】。その際に、既設石積みを利用し、石張りか施されている。	
	⑨	西防波堤	港湾改修事業	国	国100%(全国一律)	機能強化	上部工の嵩上げ補強、消波工の設置が3度にわたり行われている【文献3】	
	⑩	函館漁港旧船入潤防波堤					計画中【文献7】	

これらのことより「景観条例」に指定されている外郭・係留施設に対しては、主として当該施設の魅力を認識させるような保存・活用を目的とした整備が行われており、その費用の一定額を国や北海道が補助していることがわかる。これは「景観条例」に指定されていることが、補助事業を行う際の根拠として有効となることを示唆しているといえよう。

(2)「景観条例」未指定施設 まず、表 - 2 の「7 若松ふ頭護岸」をみると、函館市により歴史的な施設の保存・活用を目的とした「市町村振興補助事業」と「まちづくり特別対策事業」が実施されていることがわかる。「市町村振興補助事業」は北海道から事業費の1/3以内の補助金が交付され、「まちづくり特別対策事業」では事業費の75%が起債<sup>4</sup>として発行されている。その整備内容は旧青函連絡船の保存に付随して、「景観条例」指定地区へと向かう散策路の起点として護岸上部にボードデッキを施したものである<sup>3)</sup>。

「8 第3防砂堤」は、北海道南西沖地震による被害からの復旧を目的として、国が事業主体となり事業費の全てを負担して「直轄港湾等災害復旧事業」が行われた<sup>3)</sup>。その整備内容は防砂堤の機能復旧のみならず、景観への配慮も考慮された<sup>6)</sup>ことから崩壊した一部の石材を用いた石張り舗装が施されている。

「9 西防波堤」は、国が主体となり機能強化を目的とした「港湾改修事業」が行われている。「8 第3防砂堤」と同様に全事業費を国が負担しており、その整備内容は上部工の嵩上げや、消波工の設置である<sup>3)</sup>。

「10 函館漁港旧船入潤防波堤」は、漁港施設として利用されながらも、現在に至るまで改修が行われず建設当初の姿のままである<sup>3)</sup>。しかし、現在では石積みに破損が見られることから、今後、保存・活用を目的とした整備が予定されているとのことである<sup>7)</sup>。

このように「景観条例」に指定されていない外郭・係留施設に対する整備は、当該施設の保存・活用が主たる目的とはなっていないことがわかる。しかし、他施設の整備や機能強化に加えて、保存・活用が行われているものもみられた。これは「景観条例」に指定された地区へ、港湾の魅力のひとつである連続性<sup>8)</sup>を生み出せるため、一定額の補助、もしくは起債により「景観条例」に指定されていない外郭・係留施設に対しても保存・活用が促されたと考えられる。

以上より、函館港における「景観条例」の指定は、補助事業を実施するうえでの根拠となることに加え、一方で、周辺の指定されていない外郭・係留施設の保存・活用をも促していることをふまえると「歴港施設」の保存・活用上有用であるといえよう。

【補注】

- 1 本研究では、国土交通省港湾局より発行された「歴史的港湾環境施設調査報告書」(文献9)によって選定されているものを示す。
- 2 外郭・係留施設は昭和56年から平成12年度までに消滅が確認された26施設のうち12施設を占めており(文献9)、今後も「歴港施設」の中で消滅の可能性が高いと考えられる。
- 3 保存・活用の意向が如実に反映される整備を対象とする。なお、整備とは当該施設に対して改変・改修を行っているものを指し、清掃などの維持管理は含まないものとする。
- 4 起債の名称は「地域総合整備事業債」といし、対象となる事業費に対して株式会社が発行する。

【参考文献】

- 1) 更科勝規ほか2名:「歴史的港湾施設の保存・活用を促す現行制度に関する研究」,日本沿岸域学会研究討論会2005講演概要集No.18,pp.188-191
- 2) 馬場英一郎:「建築設計資料」,建築資料研究社,p24,1994.2
- 3) 「函館市提供資料1」
- 4) 函館市議会事務局:「はこだて市政概要」,函館市,p233,2003
- 5) 「函館市提供資料2」
- 6) 「函館市提供資料3」
- 7) 佐々木恵一ほか3名:「函館漁港・船入潤防波堤の建設経緯と保存活用」,土木史研究講演集vol.23,p111,2003
- 8) 土木学会:「港の景観設計」,技報堂出版株式会社,p53,1991.12
- 9) 国土交通省港湾局環境整備計画室:「歴史的港湾環境施設調査報告書」,港湾空間高度化環境研究センター,p1,pp.13-15,p42,pp.47-49,2000